

大正大学デジタルアーカイブ利用者ガイドライン

令和7年10月1日

2025年10月1日総合政策会議制定

1. はじめに

大正大学デジタルアーカイブ（以下「本アーカイブ」という。）は、本学が所蔵する学術・歴史・文化的資料を学内外に広く公開し、教育・研究活動の推進に寄与するとともに、本学の歴史的資産を保存・継承し、社会に貢献することを目的としています。

本ガイドラインは、利用者が本アーカイブを適正に利用するための基本的なルールを定めたものです。

2. 利用の範囲

本アーカイブに収録された資料は、原則として営利・非営利を問わず、自由に閲覧・ダウンロード・加工することができます。

また、資料の二次的利用（引用・転載・改変等）も可能ですが、その際は次の事項を遵守してください。

- 必ず「出典：大正大学蔵」と明記すること
- 大正大学附属図書館長宛に報告（専用フォーム）を行うこと
- 成果物（刊行物・報告書・映像作品等）1点を大正大学附属図書館に寄贈すること（PDF形式等も可）

3. 禁止事項

以下の行為は禁止します。

- 著作権法その他の法令に違反する行為
- 他者の名誉・信用を毀損する行為、公序良俗に反する行為
- 過度な負荷をサーバーに与える行為（例：スクレイピング、大量の自動ダウンロードなど）

4. 著作権・知的財産権

本アーカイブに含まれる資料の著作権及びその他の知的財産権は、原著作権者、大正大学又は第三者に帰属します。利用者は著作権法の範囲内で資料を利用してください。

特に明記されていない限り、CC0として公開され、Creative Commonsなどのライセンスは付与されていません。個別にライセンス情報が記載されている資料については、その内容に従ってください。

5. 引用・出典の明記

本アーカイブの資料を引用又は転載する際は、以下のように出典を明示してください。

例：「出典：大正大学蔵」

- 可能であれば資料タイトルや資料ID、アーカイブURL等も併記してください。

6. 利用報告が必要な場合

次のような利用にあたっては、事前又は事後に大正大学附属図書館長への報告と、成果物の寄贈をお願いします。

- 営利・非営利を問わず、資料の引用・転載・翻案を行う場合
- 展覧会、出版物、映像、放送、インターネット等で公開する場合
- 教材として配布・使用する場合、又は教育サイト等で公開する場合

なお、報告は大正大学デジタルアーカイブ内の「利用報告フォーム」をお願いします。

7. 利用上の注意

- 一部資料には、閲覧制限や画質制限が設けられている場合があります。
- 本アーカイブ内の資料は、本学の判断により名称の変更又は内容の変更、削除、若しくは公開の停止が行われることがあります。
- 閲覧環境（端末・ブラウザの種類）により、機能が正しく動作しないことがあります。
- 本アーカイブの利用により利用者又は第三者に生じた損害や不利益について、本学は責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

8. 規約の改定

本ガイドラインは、必要に応じて予告なく変更することがあります。ご利用の際は、アーカイブサイトに掲載されている最新のガイドラインをご確認ください。